住所　大阪市生野区田島５丁目22番５号
金信一　昭和49年２月27日生
住所　大阪市生野区田島１丁目12番４号
金榮確　昭和50年12月６日生
住所　東京都江戸川区西一之江４丁目２番８―607号
雷佳　平成４年11月７日生
住所　埼玉県入間市扇台５丁目３番３号
鄒暁瓊　昭和41年９月10日生
劉葆　昭和63年４月30日生
住所　埼玉県川口市中青木４丁目１番13―102号
エムディ・アミヌル・イスラム　昭和59年12月20日生
住所　埼玉県川口市飯塚３丁目５番４号
ミカ・アンベル・タカシマ　平成７年12月２日生
住所　さいたま市岩槻区大字釣上新田1497番地２
金磊　昭和50年５月20日生
金澤翔　平成18年９月27日生
住所　埼玉県川口市青木３丁目１番５号
崔紅蓮　昭和58年11月29日生
住所　埼玉県和光市中央２丁目７番34号
呉信樹　昭和58年11月２日生
住所　茨城県鹿嶋市大字平井1360番地119
李在熙　昭和36年１月30日生
住所　東京都新宿区戸山２丁目14番303号
王雲鵬　昭和45年２月６日生
周環　昭和52年１月12日生
王周金鯉　平成18年２月28日生
住所　岐阜県関市円保通２丁目４番38号
イアン・ビンセント・カロリノ・ナカシマ　平成12年11月27日生
住所　三重県鈴鹿市東旭が丘１丁目12番１号
文鎬燁　昭和52年４月29日生

○外務省告示第三百五十号

平成二十九年九月十四日にガンディナガルで、円借款の供与に関する次の三の書簡の交換がインド政府との間に行われた。

平成二十九年十月十七日

外務大臣　河野　太郎

（円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、インドの経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とインド政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　千億円（一〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表（以下「付表」という。）に掲げる事業計画（以下「計画」という。）から成るムンバイ―アーメダバード間高速鉄道整備計画を実施することを目的として、各事業計画につき付表に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、インド政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、インド政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十五年の据置期間の後三十五年とする。

(b)　利子率は、年〇・一パーセントとする。

(c)　それぞれの支出期間は、関係借款契約の発効の日の後七年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に掲げるそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、インドの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して既に行ったか又は将来行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で既に締結されたか又は将来締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　インド政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　インド政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してインドにおいてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためインドへの入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　(1)　インド政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してインドにおいて課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

(2)　インド政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a)　インドにおいて借款が生産物若しくは役務又はそれらの輸入、製造、調達若しくは供給に対して課されるいかなる租税の支払にも使用されないこと。

(b)　請負業者又はコンサルタントが支払う個人所得税又は法人税を除くいかなる税も、実際の調達手続において容易に判別することができる税（主要な請負業者又はコンサルタントとインドの実施機関との間の直接の取引により計画に供給される最終の生産物又は役務に対して課される税を含む。）である場合には、インドの実施機関によって支払われること。

8　インド政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びインドの一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正に、かつ、効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　インド政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

住所　福岡市博多区浦田１丁目４番２―401号
黄宝蘭　昭和55年３月10日生
朴麗乃　平成16年８月11日生
朴炳勝　平成18年１月28日生
朴炳太　平成21年８月10日生
住所　名古屋市東区白壁５丁目４番地
廉幸子　昭和23年１月26日生
住所　名古屋市中川区伏屋１丁目803番地
張陽銖　昭和58年４月17日生
住所　名古屋市中村区則武２丁目６番24号
潘好子　昭和30年10月１日生
住所　名古屋市西区則武新町３丁目１番89号
金左司　昭和55年２月10日生
住所　広島市西区草津新町２丁目23番23―104号
孫幸子　昭和48年１月４日生
住所　広島市西区高須台５丁目12番９―101号
孫可奈子　昭和48年12月18日生
孫波泰　平成28年７月21日生
住所　広島市佐伯区観音台１丁目39番13号
孫真樹　昭和52年６月25日生
住所　千葉県流山市南流山７丁目29番地12
李知美　昭和57年５月24日生
住所　東京都江戸川区西葛西１丁目３番23号
高聖将　昭和57年６月18日生
住所　横浜市中区長者町９丁目137番地
尹龍信　平成３年11月１日生
住所　大阪府大東市諸福２丁目１番45号
李一秀　昭和29年11月27日生
李真美　昭和57年３月18日生
李裕右　昭和59年６月29日生
住所　名古屋市中村区岩塚町字神田33番地１
李洸平　平成７年３月20日生
住所　東京都江東区有明１丁目５番２―1509号
松山慈恵　昭和53年８月30日生